

事務連絡

令和8年3月30日

各都道府県建築主務部局
各都道府県・指定都市・中核市 屋外広告物条例所管部局 御中

国土交通省住宅局建築指導課
参事官(建築企画担当)付
都市局公園緑地・景観課

準用工作物に該当する屋外広告物の建築基準法令への 適合及び手続の徹底について

建築物防災週間中の令和8年3月5日に栃木県那須町で屋外広告物が転倒し、複数の負傷者が出る事案が発生しました。転倒した屋外広告物は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第88条に基づき建築基準法令の規定が準用される工作物（以下「準用工作物」という。）に該当することから建築確認の手続が必要であったところ、その手続が行われておらず、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の設置許可申請についてもなされておりました。

また、令和7年8月18日に大阪市中央区宗右衛門町で発生したビル火災を受けて大阪市が火災現場を含む地区一帯について調査を実施しているところですが、大阪市によると準用工作物に該当する屋外広告物について、法の規定に適合していないものや、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の設置許可申請等が行われていないものもあるとのことでした。

準用工作物である屋外広告物の安全性を確保するためには、建築基準法令への適合及び手続の徹底を図ることが重要であり、このような事案が散見されることは誠に遺憾です。

準用工作物である屋外広告物については、かねてより、平成27年2月17日付け「広告板の調査について」（国住指第4341号）により屋外広告物担当部局との連携をお願いしており、令和8年1月30日付け「屋外広告物に係る防火安全対策について」（国住指第407号・国住参建第4140号・国都公景第197号）において、改めて関係部局間の連携等による安全対策の推進をお願いしているところですが、引き続き下記について対応いただきますようお願いいたします。

建築主務部局におかれましては、管内特定行政庁に対して、都道府県の屋外広告物条例所管部局におかれましては、管内関係市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対しても、この旨周知方をお願いいたします。

なお、屋外広告物関係団体に対してもこの旨周知していることを申し添えます。

記

1. 建築基準法令への適合及びその確認の重要性並びに手続の徹底についての周知・指導等

建築主務部局及び屋外広告物条例所管部局の部局間の連携により、準用工作物の設置事業者等に対する法令への適合及びその確認の重要性並びに手続の徹底について周知・指導を行う等、必要な取組をお願いいたします。

2. 屋外広告物許可申請の際の建築基準法令への適合確認

屋外広告物の設置に当たっての建築確認の要否等については、これまでも建築主務部局において設置事業者等に対する指導等を実施していただいているところですが、これに加え、屋外広告物条例所管部局においても、屋外広告物条例に基づく設置事業者等からの許可の申請の際に、疑義がある場合は設置事業者等に確認し、事前に協議の上で定めた方法等により建築主務部局に情報共有を行うなど、必要に応じた取組をお願いします。

3. 建築パトロールの実施等を通じた是正指導

屋外広告物については屋外広告物条例に基づく許可が必要であるにも関わらず許可を受けずに設置されているものや許可が不要なもの等もあり、2. の取組のみでは適合を確認できないことも想定されます。このため、建築主務部局においては、建築パトロールや日常的な防災査察の機会を利用して、このような準用工作物について、屋外広告物条例所管部局や消防部局など関係部局と連携の上、建築確認手続の実施状況などの実態を把握し、法令及び屋外広告物条例に基づく手続の未実施や、これらに基づく基準への不適合があった場合には、情報共有の上で適切に是正指導を行うなど、必要な取組をお願いします。

以上